

香川県報



第 84 号

平成 16 年

10月22日(金曜日)

目次

(●印は、県法規集掲載事項) ページ

告 示

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請 (環境管理課) 一
 - 保安林の指定の解除予定の通知 (みどり保全課) 三
 - 生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定 (健康福祉総務課) 三
 - 生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出 () 四
 - 生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定 () 四
 - 海岸保全区域の指定 (二件) (水産課) 五
 - 道路の区域変更及び供用開始 (二件) (道路保全課) 五
 - 道路の供用開始 () 六
 - 道路の位置指定 (二件) (建築課) 六
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民参画課) 七
 - 地方税法の規定による特約業者の指定の取消し (税務課) 七
 - 大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出 (経営支援課) 八
 - 土地改良事業の適否決定 (三件) (土地改良課) 八
 - 土地改良区の定款の変更の認可 () 九
 - 土地改良区の役員のが就退任の届出 () 九

告 示

●香川県告示第六百九十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づ

く特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十六年十月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名
坂出市川崎町1番地
株式会社川崎造船坂出工場
工場長 村上新一
- (2) 事業場の所在地及び名称
坂出市川崎町1番地
株式会社川崎造船坂出工場
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	種 力	種 類	種 類
能 力	①湿式集塵機	貯水量6.4㎡	2基
	②湿式集塵機	貯水量7.5㎡	2基
	③湿式集塵機	貯水量6.4㎡	1基
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後3日	
	工事完成予定年月日	許可後45日	
使用時間間隔及び1日当たり の使用時間	使用開始予定年月日	完成後	
排出され	項目	通 常	最 大

汚水等の汚染状態	水素イオン濃度	7～8	7～8
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	1,000	1,500
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	1,600	2,500
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	7,000	8,000
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	①×2基	0	12.8
	②×2基	0	15
	③×1基	0	6.4
その他参考となるべき事項		汚水は、汚水等処理施設で処理後放流され、汚泥は、産業廃棄物処理業者にて処理される。	

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	北三角地廃水処理施設				
能 力	32m ³ /日 (変更前50m ³ /日)				
汚水等の処理方式	凝集沈殿法				
工 期	工事着手予定年月日	既設			
	工事完成予定年月日	既設			
	使用開始予定年月日	許可後			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	連続8時間				
処理前及び処理後の汚水等の汚染状態	項 目	処 理 前		処 理 後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	1～13	5～9	7～8	5～9
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	200	500	25	30
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	500	1,000	25	30

種 類	窒素含有量 (mg/ℓ)	—	—	10	20
	りん含有量 (mg/ℓ)	—	—	3	5
	ノルマルヘキサソ抽出物質 (mg/ℓ)	—	—	2	3
	溶解性鉄含有量 (mg/ℓ)	80	100	6	8
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	(変更前42) 30	(変更前50) 32	(変更前42) 30	(変更前50) 32	

種 類	塗装集塵機廃水処理施設				
能 力	18m ³ /日				
汚水等の処理方式	凝集沈殿法				
工 期	工事着手予定年月日	許可後			
	工事完成予定年月日	許可後			
	使用開始予定年月日	完成後			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	通常連続12時間 (最大連続18時間)				
処理前及び処理後の汚水等の汚染状態	項 目	処 理 前		処 理 後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	1～13	5～9	7～8	5～9
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	1,600	2,500	25	30
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	7,000	8,000	25	30
	窒素含有量 (mg/ℓ)	10	20	10	20
	りん含有量 (mg/ℓ)	3	5	3	5
	ノルマルヘキサソ抽出物質 (mg/ℓ)	2	3	2	3
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	12	18	12	18	

(5) 排出水の汚染状態及び量

区	項目	F-1 排水		最大
		通	常	
排出水の汚染状態	水素イオン濃度	5～9		5～9
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	25		30
	浮遊物質 (mg/ℓ)	25		30
	窒素含有量 (mg/ℓ)	10		20
	りん含有量 (mg/ℓ)	3		5
	ノルマルヘキサン抽出物質 (mg/ℓ)	2		3
	溶解性鉄含有量 (mg/ℓ)	6		8
	排出水の量 (m ³ /日)	42		50

他に、排水口が60箇所（うち、雨水排水口が38箇所）ある。

（備考） 今回の申請に伴う特定施設からの汚水は、塗装集塵機廃水処理施設で処理後放流されるが、北三角地廃水処理施設で処理する工程排水の水量を減少させるため、当該工場から排出される排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量を増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成16年10月22日から

平成16年11月12日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課
坂出市環境経済部環境交通課

●香川県告示第六百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十六年十月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 解除に係る保安林の所在場所
仲多度郡満濃町大字炭所西字龍頭二二六三・二二六四（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 公園用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり保全課及び満濃町農林課に備え置いて縦覧に供する。）

●香川県告示第六百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年十月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	名称	所在地
平成一六、七、一	医療法人社団メディカルクラブ大興和クリニック池田	観音寺市植田町南原一〇〇七一
平成一六、一〇、五	さくら歯科医院	香川郡香川町大字大野字城八六〇番地三
平成一六、一〇、一	ただ歯科医院	三豊郡三野町大字下高瀬一九三八―一
平成一六、一〇、一三	かもだ歯科医院	観音寺市坂本町五丁目一九番三三三号
平成一六、九、一	レデイさぬきしど調剤薬局	さぬき市志度六三二番地四

●香川県告示第六百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医

療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十六年十月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成一六、六、三〇	クリニック池田	観音寺市植田町南原一〇〇七一
平成一六、八、三一	トミナガ調剤薬局	さぬき市志度六三二番地四

●香川県告示第六百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年十月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 年 月 日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、一〇、一	株式会社トーカイ 丸亀出張所 丸亀市津森町八六 八番地三	株式会社トーカイ 高松市鶴市町二〇 二五番地三	福祉用具貸与
平成一六、一〇、一	有限会社エンゼル 四国本社事業所 木田郡三木町井戸 四五六二番地五	有限会社エンゼル 四国 木田郡三木町井戸 四五六二番地五	訪問入浴介護

●香川県告示第六百九十八号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成十六年十月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波沿岸	入部魚港	入部漁港海岸	一 指定場所 小豆郡池田町大字蒲生字道下、西ノ丸地先 二 指定区域 基点一、基点二、基点三、基点四、基点五、補助点三、補助点二、補助点一、基点一を順次に直線で結んだ線で囲まれた区域 三 基点及び補助点の表示（角度の表示は、方向角とする。） 基点一 小豆郡池田町大字蒲生字道下甲二三三五番一地内の標杭 基点二 基点一から三三一一度〇〇分、九六・〇メートルの地点 基点三 基点二から二二三度〇〇分、五三・〇メートルの地点 基点四 基点三から三〇四度三〇分、一一四・〇メートルの地点 基点五 基点四から三〇度三〇分、二一・〇メートルの地点 補助点一 基点一から二四一度〇〇分、八九・〇メートルの地点 補助点二 基点四から二二〇度三〇分、七一・〇メートルの地点 補助点三 基点五から二四一度三〇分、一四・〇メートルの地点

●香川県告示第六百九十九号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成十六年十月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

沿岸名	讃岐阿波沿岸	漁港名	室生魚港	地区海岸名	室生漁港海岸
海岸保全区域	一 指定場所 小豆郡池田町大字室生字南城、麓、浜町地先 二 指定区域 基点一、基点二、基点三、基点四、基点五、補助点四、補助点三、補助点二、補助点一、基点一を順次に直線で結んだ線で囲まれた区域 三 基点及び補助点の表示（角度の表示は、方向角とする。） 基点一 小豆郡池田町大字室生字南城七四番地先の標杭 基点二 基点一から三八度三〇分、一四・〇メートルの地点 基点三 基点二から一八度三〇分、四七・〇メートルの地点 基点四 基点三から一度〇〇分、六二・〇メートルの地点 基点五 基点四から三四六度〇〇分、一八八・〇メートルの地点 補助点一 基点一から二九三度〇〇分、六六・〇メートルの地点 補助点二 基点三から二七九度〇〇分、七一・〇メートルの地点 補助点三 基点四から二六二度〇〇分、七一・〇メートルの地点 補助点四 基点五から二四八度三〇分、七一・〇メートルの地点				

●香川県告示第七百号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十月二十二日から同年十一月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 小蓑前田東線（四十二号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	後	前			
木田郡三木町小蓑字下所一六六四番一地先から	一三・〇	五〇・〇	}	二九三	平成七年香川県告示第六百九十一号で変更した区域の一
木田郡三木町小蓑字虹の滝一六二二番地先まで	一三・〇	六〇・〇			

四 供用開始の期日 平成十六年十月二十二日

●香川県告示第七百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十月二十二日から同年十一月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 富田西鴨庄線（百四十号）
- 三 道路の区域

区 間		変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
さぬき市寒川町神前三七三七番一 地先から		前	一六・四 一八・四	八二	鴨部川河川 改修工事の ための仮設 迂回路整備
さぬき市鴨部七九番地先まで		後	一〇・〇 一八・八	九四	

四 供用開始の期日 平成十六年十月二十二日

●香川県告示第七百二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十月二十二日から同年十一月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 路線名 東谷岩崎線(百六十五号)
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
香川郡香川町大字東谷字日向一八八番四地 先から	一〇・〇	七五	平成十四年 香川県告示 第七百九十 七号で変更 した区域の 一部
香川郡香川町大字東谷字向坂二四八二番一 地先まで	四二・一		

四 供用開始の期日 平成十六年十月二十二日

●香川県告示第七百三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年十月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定番号 長土指道 第十一号
- 二 指定年月日 平成十六年十月八日
- 三 指定道路の位置 さぬき市寒川町石田東字布勢甲五四六一一及び五四六一三
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇メートル
延長 六一・〇九メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第七百四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年十月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定番号 西土指道 第五号
- 二 指定年月日 平成十六年十月八日
- 三 指定道路の位置 三豊郡詫間町大字詫間字田井下二二三一一
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇メートル
延長 七一・五六メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第四百九十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年十二月七日まで縦覧に供する。

平成十六年十月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十六年九月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人ひかりエコ・エンジニアリング

川上 敬

高松市檀紙町一九八五番地三

三 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者、精神障害者、高齢者等就労弱者に対して、職業能力開発及び雇用場の提供に関する事業を行い、障害者・高齢者福祉並びにこれらの人々の就労を通じての自立及び地域共同社会への貢献に寄与することを目的とする。

●香川県公告第四百九十八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成十六年十月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	取消しの年月日
屋島登山鉄道株式会社	鎌田 敬一 大西 行一	高松市屋島中町一四一	平成十六年十月十二日

●香川県公告第四百九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年十月二十二日

一 届出の概要 香川県知事 真 鍋 武 紀

1 届出者の氏名又は名称及び住所

神内 裕 高松市十川西町六七二番地二

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

洋服の青山 PANTS+ACCESSORIES 高松市十川西町字露尾六七二番四ほか

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称

変更前 洋服の青山 タンナー & テキスタイル 100Y EN PLAZA 高松十三店

変更後 洋服の青山 PANTS+ACCESSORIES 高松十三店

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前 青山商事株式会社 広島県福山市王子町一丁目三番五号

株式会社青五 広島県福山市王子町二丁目一四番三八号

変更後 青山商事株式会社 広島県福山市王子町一丁目三番五号

4 変更年月日

平成十六年十月一日

5 変更する理由

出店予定であった株式会社青五が出店を取り止めたため

二 届出年月日

平成十六年十月七日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十六年十月二十二日（金曜日）から平成十七年二月二十二日（火曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十七年二月二十二日（火曜日）まで）に次の

提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (四) 意見の内容
- 2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第五百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年十月七日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十六年十月二十九日から同年十月十八日まで縦覧に供する。

平成十六年十月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市木之郷町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）川間四号地区	観音寺市農林水産課
三豊郡財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路補修事業）入樋地区	財田町事業課

●香川県公告第五百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、仁尾町が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水

路改修事業）古江地区）を行うことについて平成十六年十月七日適当と決定した。その関係書類を仁尾町産業振興課において平成十六年十月二十九日から同年十一月十八日まで縦覧に供する。

平成十六年十月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第五百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年十月八日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十六年十一月五日から同月二十五日まで縦覧に供する。

平成十六年十月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
小田奈良須両池土地改良区	単独県費補助土地改良事業藤池地区	高松市産業部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業中森地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業三軒家地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業原庫地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業川原地区	〃

●香川県公告第五百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、三豊郡仁尾町土地改良区の定款の変更を平成十六年十月七日認可した。

平成十六年十月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第五百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、観音寺市逆瀬池土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十六年十月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の氏名 住所 退任年月日

種類 氏名 住所 退任年月日

理事 安藤 清高 観音寺市粟井町一七八〇番地 平成一六、五、一

二 就任した役員

役員の氏名 住所 就任年月日

種類 氏名 住所 就任年月日

理事 安藤 進 観音寺市粟井町一七七一番地一 平成一六、五、三一

平成十六年十月二十二日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています